

## 無線機

### 運用について

国立立山青少年自然の家が所有する無線機は、北陸総合通信局から特別に割り当てられた電波を使用しています。この電波は、「社会教育用」として、文部科学省が北陸総合通信局に申請した結果認められたものです。許可された無線機には、1台1台に「呼出符号」が付けられており、その通話内容は、北陸総合通信局において常時監視されています。日常会話等は避けて、あくまでも借用団体と事務室との「定時及び緊急時連絡用」としてだけ使用してください。

### 留意点

- ① ※原則、団体につき1台です。  
団体内での連絡は、トランシーバーや携帯電話等を利用して下さい。
- ② 貸出時に携行申請書を記入していただきます。
- ③ 具体的な使用方法については、利用前に説明します。
- ④ 無線機はたいへん高価なため、破損・紛失された場合は、弁償をしていただきますのでご承知おきください。